

中小企業経営改善計画策定支援研修〔実践研修〕について（募集要項） （令和7年度 九州校開催）

1. 研修のねらい

この研修は、経営改善計画を策定する中小企業・小規模事業者に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関として経営支援する方を対象としています。

この研修では、中小企業・小規模事業者の多様な経営課題に対応するための経営改善計画の策定支援業務を実践する上で必要となる税務・金融・財務等の専門的かつ実務的な知識の活かし方、ケース教材に基づくグループ演習による経営改善計画の策定、経営改善計画に対する金融機関の視点・評価のポイント等を交えながら、当該支援業務の実践力の養成を図ることを目的としています。

2. 研修の特徴

- （1）当研修は、中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる資料の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施するものです。
- （2）研修は、演習形式により行います。基本的に講義形式では行いません。
- （3）当研修は、中小企業等経営強化法に基づく実践経験の付与を目的とした認定研修です。
- （4）当研修は、日本税理士会、日本公認会計士協会研修関連規則で定める認定研修です。
また、日本公認会計士協会のCPD認定研修です。
- （5）財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして本研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）との親和性を確保しています。

3. 受講対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、行政書士、司法書士、経営士等の士業、金融機関の役職員、NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者又は中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であって、そのうち経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者。

※注）金融機関の現役職員について

当研修では、銀行法に定める普通銀行（兼業規制をされている金融機関で、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信託銀行等）と協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫等）を指します。保険会社、消費者金融、債券回収会社等は該当しません。

ただし、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士の者及び金融機関の役職員を除く者については、以下のいずれかの条件について該当すること。

- （1）経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けていること。（ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。）

(2) 中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格していること。

※1 認定取得を目的とする方は、国の認定制度に基づく計画（経営革新計画、経営力向上計画、地域資源活用事業計画、異分野連携新事業分野開拓計画、農商工等連携事業計画、中小企業承継 事業再生計画、中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）の関与する再生計画等）の策定支援への関与度合に応じて、研修の受講が免除される場合があります。申込者ご本人の実務経験に応じてお申込みください。なお、実務経験の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。研修の受講申込みにあたり、実務経験内容（受講資格）の適否についてご不明な点等がある場合は、予め、所管の経済産業局にご確認ください。

※2 理論研修の受講等が必須条件でない土業等の方でも、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。

※3 「認定経営革新等支援機関」としてすでに認定されている方は、申込者が募集定員に達しない場合に、更新や自己研鑽等を目的としてご受講いただけます。

※4 中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です（これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を修了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です）。なお、更新に際して、「専門的知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、こちらではわかりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合わせください。

受講条件

(1) 授業において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフトのエクセルを使用するため、会計ソフト、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションを使用することに抵抗感のない方。また、これらの操作を自主的に学習することができる方。（エクセルの環境設定を事前にご自身で行っていただきます。）

(2) 商業簿記3級以上又はそれと同等以上の知識を持つ方。

(3) 財務・会計・税務に関する専門的知識を有していること。

(4) パソコンを使用しますので、受講日には各自ご持参ください。（研修中に USB にてデータの受け渡しを行いますので、USB コネクタ（差込口）があるパソコンをご用意ください。）

4. 研修の構成・期間

令和8年2月26日（木）～27日（金）（2日間・12時間）

<カリキュラム>

	時間	科目	内容
一 日 目	9:10～9:30	オリエンテーション	・研修のねらい、学習目標概要について説明します。 ・研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。
	9:30～10:00	演習の進め方について	・研究課題（設問）に対する学習の進め方、グループ学習の進め方などについて説明します。
	10:00～16:30	机上総合演習 （グループ形式による検討・作業）	・中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の診断とその対処方法について、演習を通じて学ぶことができます。 ・中小企業者が金融機関からの借入の条件変更（リスケジュール）のための説明資料を作成するという設定の机上演習を実施します。
二 日 目	9:30～16:00		
	16:00～16:30	グループ発表	・主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定により、発表していただきます。 ・グループ発表終了後、講師より講評を行います。
	16:30～16:40	終講式	・修了証書の授与

※ 研修の内容は変更になる場合があります。

※ 二日目の講義終了後、17:10から実践力判定試験を実施します。

5. 実践力判定試験の実施

本研修（実践研修）の修了者で、中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の認定を受けたい方に対して、試験を実施し可否を判定します。

出席時間数が所定開講時間数（12時間）の90%以上出席できない場合は、当研修の修了要件を満たさないため研修修了とならず、認定申請に必要となる実践力判定試験は受験できませんので、ご注意ください。

時間	科目	内容
17:10～18:40 〔1.5H〕	実践力判定試験	中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充や計算）又は選択式問題

試験概要

- ① 中小企業が、中小企業管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と、経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等中小企業が経営計画を策定することを支援するために必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述（空欄補充・計算問題）又は選択式の試験。
- ② 後日、可否の判定結果を郵送いたします。
- ③ 不合格の者は、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。
（ただし、再度、本研修を受講する必要はありません。）
※試験問題、採点及び可否についてのお問い合わせには一切応じられません。

6. 研修会場・試験会場

中小企業大学校九州校

〒812-0024 福岡県福岡市博多区綱場町2番1号 博多FDビジネスセンター 3階

(最終ページの交通案内図をご参照ください)

7. 募集定員

30名

※ 募集期間内において、受講申込書の先着順にメールにて受付します。

定員を超えた場合はキャンセル待ちにて受付し、キャンセルが出た際繰り上げのご連絡を致します。キャンセルが出ない場合は受講できません。

※ 受講申込者が多数の場合は、実践力判定試験を受験される方を優先いたします。

※ 申込者多数の場合は、実践力判定試験を受験される方を優先し、同一の法人・機関からの複数名のお申込みを1名に調整させていただく場合等があります。予めご了承ください。

8. 受講料

26,000円(税込)

※開講前日までの受講辞退申出に伴う受講料返還の可否及び返還額については、当機構の規定に基づきます。ただし、当研修の開講日以降においては、受講料を返還することは一切できませんので、ご注意ください。

9. 受験料

実践力判定試験を受験希望する方は「8. 受講料」のほかに、受験料5,000円(税込)が必要です。

※研修の未修了により実践力判定試験の受験資格を有さなくなった場合を含め、理由の如何を問わず、返還することはできません。

※受講料・受験料の一部又は全額を他の研修の受講料等に充当することはできません。

※受講申込書の受講者氏名欄に記載されたご本人と異なる方が受講することは一切できません。

10. 受講申込みから受験までのスケジュール

(1) 申込受付期間：令和7年8月25日(月)～令和8年2月13日(金)

(2) 受講決定通知書兼請求書送付：開講日の約1ヶ月前から順次郵送します。

(3) 受講料・受験料の納付期限：納付期限は受講決定通知書兼請求書送付時にご連絡します。

(4) 開講日：令和8年2月26日(木)

(5) 試験日：令和8年2月27日(金)

※ 受験票は、研修を修了された方に当日お渡しします。

11. 申込方法

(1) 申込書類の送付

ホームページ掲載の様式「受講申込書」に所定事項をご記入の上、必ず顔写真を添付し、その受講申込書のファイルを募集期間内に送信してください。

申込書類のメール送付先及びお問合せ先

中小企業大学校九州校 実践研修担当宛て

Email: no-kenshu@smrj.go.jp TEL:092-263-1554

- ・受講申込書はホームページに掲載されている書式（Word 形式）をご使用ください。
- ・申込みの記入方法につきましては申込書（見本）をご参照ください。
- ・申込方法はメールのみとさせていただきます。郵送、FAX、持参による申込は受付けておりません。なお、ご提出いただいた書類は、原則、返却致しませんので予めご了承ください。

(2) 受講料及び受験料のお振込み

納付期限は受講決定通知書兼請求書送付時にご連絡します。

振込の際の注意

- ・専用の振込用紙はありません。各銀行に備え付けの用紙またはＡＴＭ等をご利用ください。
- ・受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関からの派遣については必ず認定を受ける機関名を記入してください。
- ・必ず電信振込指定をお願いします。（文書振込はお使いいただけません。）
- ・振込票（控）をもって領収書に代えさせていただきます。
- ・振込票（控）、利用明細等の振込金額、振込日時、振込先が記載されたものは後日確認させていただきます場合がございますので、大切に保管してください。
- ・期限日までにお振り込み頂けなかった場合、ご受講できない場合がございますのでご了承ください。
- ・実践力判定試験の受験料を納入された後に受験を辞退された場合、受験料の返還は致しかねますのでご注意ください。（受講料は規程に基づき返還いたします）

12. 個人情報の取り扱い

本研修の応募のためにご提出いただいた個人情報については、本研修の実施と運営に関する範囲で取り扱います。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、本試験の応募のためにご提出いただいた個人情報については、試験の実施と運営ならびに認定支援機関を申請した際の確認等に関する範囲で取り扱います。

13. 中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）に関するQ & A

<受講条件について>

Q1：受講条件に挙げられていることは必須ですか？

A1：本研修は、中小企業の経営改善計画策定支援のための実践能力を得ていただくことを目的としておりますので、そのために必要な基本的な知識（財務、会計、経営計画等）、経営改善計画書を策定するための必要最低限のパソコンスキルを持っていることが必要となります。

Q2：実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいでしょうか？

A2：受講は可能ですが、本研修は中小企業等経営強化法の経営革新等支援機関の認定を受けようとする者を主たる対象者としておりますので、受験を希望する方が多数の場合には調整させていただきます。

Q3：受験資格について

A3：受験対象者は、中小企業等経営強化法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受験者ごとの要件は以下のようになっています。

	①中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	②中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者 <ただし「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません>	④中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士の資格をお持ちの方	受験可	受験可	—	—
社会保険労務士、司法書士等	かつ③又は④に該当 受験可	かつ③又は④に該当 受験可	かつ①又は②に該当 受験可	かつ①又は②に該当 受験可
金融機関の役職員	受験可	受験可	—	—
NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会の役職員の方	かつ③又は④に該当 受験可	かつ③又は④に該当 受験可	かつ①又は②に該当 受験可	かつ①又は②に該当 受験可

※ 実務経験の判断は、中小機構及び各中小企業大学校では行いません。受講資格の判断に迷う場合は、認定申請書の提出先である経済産業局に必ずご確認ください

<申込書類について>

Q4：受講の申込者について

A4：受講のお申し込みは、認定を受けようとする機関名でお申し込みください。また、お振込も同じ機関名でお振り込みください。キャンセルなどにより当校より返金の手続きをする場合、そのお振込先名あてにお振り込みいたします。法人でお振込みを受けて個人に返金、あるいはその逆など、申込名称以外のところへ振込みすることは、トラブルの原因となりますので、同一名称等で手続きさせていただきます。

Q5：受講申込書欄の「所属長役職」と「所属長名」は誰にしたらよいのですか？

A5：当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。但し、同一機関で複数名受講される場合は、所属長は同一人にしてください。なお、公印はその所属長のものを押印してください。また、個人で申し込まれる場合は、記載は不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

Q6：募集期間前に受講申込書のメールを送信した場合はどうなりますか？また、先着順の順番はどのように決めているのですか？

A6：募集期間（●月×日▲時）の開始前に受信したメールは、募集開始日の昼12時で受付いたします。また、当校では、指定されたメールアドレスにて受付開始時間以降に受信した順序で順番を決定しております。当研修は非常に人気が高く、募集開始と同時に満席となる状況があり、キャンセル待ちの方も多数おいでになりますが、次回以降の募集において優先的な取り扱いは致しておりません。また、当校で決定した順番等についてのお問い合わせには一切お答えしておりません。予めご了承の上、お申し込みください。
受講をご希望の方には大変ご不便をおかけしております。誠に申し訳ございません。

<研修中の遅刻・早退の取り扱いについて>

Q7：研修中の遅刻・早退の取り扱いについて

A7：1時間以上の遅刻又は早退の場合は、いかなる理由の場合であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書を発行出来なくなりますのでご注意ください。

<実践力判定試験について>

Q8：この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A8：受講するだけでなく、当校の所定の修了要件を満たす必要があります。研修を修了した方だけが当該試験を受験することができます。

Q9：試験の結果はどのように通知されるのでしょうか？

A9：試験終了後、採点及び合否の判定をして全員に合格・不合格の結果を郵送でお送りします。
なお、合格者にお送りする合格通知書は経営革新等支援機関の認定申請の際に必要な書類ですので、大切に保管してください。

Q10：不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A10：本研修を修了された方で、実践力判定試験に不合格であった方は、他の大学校で開催する実践研修の最終日に実施する同試験を受験することができます。ただし、受験料（5,000円）と修了証書の写しの添付が必要となります。

<その他>

Q11：他の地域で開催する予定はないのですか？

A11：九州校開催の研修が令和6年度最後となりますが、令和7年度においても全国各地で複数回の開催を計画しております。今後の開催場所、時期等につきましては、決定次第、当機構のホームページ等へ掲載いたします。

Q12：宿泊先は大学校側で用意していただけるのですか？

A12：宿泊先はお手数ですがご自分で確保ください。

Q13：受講決定後にやむを得ず受講できなくなった場合に、他の開催回に振り替えて受講することはできますか？また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A13：受講申込書においてお申込みされたコースの決められた日程以外では受講できません。また、受講申込書においてご記入された受講申込者本人以外の方も受講できません。

14. お問い合わせ先

中小企業大学校九州校

〒812-0024 福岡県福岡市博多区綱場町2番1号 博多FDビジネスセンター 3階

電話 092-263-1554



【交通のご案内】

ご来訪の方は、入館証が必要になりますので、事前に九州校へご連絡ください。

《研修受講の方には事前に入館用QRコードをお送りします。》

■アクセス■

電車（地下鉄）でお越しの方へ

- ・地下鉄 中洲川端駅（空港線） 7番出口より徒歩4分
- ・地下鉄 呉服町駅（箱崎線） 2番出口より徒歩1分
- ・JR博多駅より徒歩20分

バスでお越しの方へ

- ・西鉄バス「呉服町」バス停より徒歩約3分
- ・西鉄バス「土居町」バス停より徒歩約1分

お客様用駐車場がございませんので、近隣の有料駐車場をご利用いただくか公共交通機関をご利用ください。